平成２８年（フ）第２６号
岡山県津山市西中364番地１　サンコーポラス勝北１号棟　205号室
債務者　中園　真二
１　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第５６号
香川県さぬき市志度4559番地12
債務者　西岡　栄一
１　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７４号
香川県東かがわ市引田3250番地３
債務者　安井　幸子（旧姓松浦）
１　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９７号
香川県高松市川島東町1359番地４
債務者　河口美恵子
１　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地970番地１
債務者　坂口　義員
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
青森県八戸市下長４丁目４番10―12号　県営住宅
債務者　椛沢五百子
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
青森県八戸市諏訪２丁目５番６号諏訪荘１号
債務者　高橋　明美
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
仙台市太白区郡山７丁目２番26号　向日葵201
債務者　田澤キヌ子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘５丁目197番地112
債務者　和賀井博文
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３７号
茨城県高萩市有明町１丁目86番地　上田マンション１Ｆ西
債務者　清水かつえ
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第７６号
兵庫県川西市山下町２番21号、前住所兵庫県川西市萩原１丁目２番25―305号
債務者　竹村　　祐
１　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７号
大分県日田市大字日高1619番地６
債務者　川津　美樹
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第３７号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目４番11号
債務者　米森　勝也
１　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市南林寺町２番１―1042号
債務者　大坪　和久
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４号
秋田県能代市落合字下悪土134番地　ベルコリーヌ　Ｂ―104号
債務者　吉川　　強
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１６号
秋田県能代市字彩霞長根22番地16　レジデンス藤201号
債務者　鈴木　基郎
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１１３号
新潟県五泉市三本木２丁目６番３号
債務者　酒井　栄一
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
新潟地方裁判所民事部